

2022年5月13日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、2022年6月29日開催予定の第20期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本日、SMBCグループの新たな気候変動対策について公表しております。詳細は「気候変動に対する取組の強化について」をご参照ください。

記

1. 提案株主

株主8名による共同提案。

※提案株主の一部は個人株主であるため、提案株主の名称・氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 株主提案の内容

別紙をご参照ください。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由

(1)株主提案の「議案1 定款の一部変更の件 (パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示)」について

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社をはじめとする SMBC グループは、気候変動対策を重要な経営課題の一つと位置付けて真摯に取り組んでおり、本株主提案が求める内容(パリ協定の目標に沿った投融資を実施すること)についても、経営方針の一部として既に取組みを推進しております。SMBC グループは、提案株主をはじめとする環境 NGO や機関

投資家等と、気候変動対策について開かれた対話を継続的に行っております。

パリ協定の採択以降、世界的に気候変動問題への対策が加速しており、日本政府も2020年10月、2050年までに温室効果ガス（GHG）の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指すことを公表しております。このような状況下、SMBCグループは、グローバルに事業を展開する複合金融グループとして、日本政府の方針を支持するとともに、パリ協定の目標に沿ってGHG排出量の削減に真摯に取り組んでいるほか、脱炭素社会への移行と実現に資するお客さまの取組みを支援しております。

一方、定款は会社を運営する上での基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することは適切ではありません。本株主提案は、パリ協定に沿ったGHG排出量の削減目標を含む事業計画の策定及びその開示という、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、刻々と変わる情勢を踏まえつつ、GHG削減目標や事業計画の機動的な見直しとその迅速な実践を行ってまいりますが、定款はその変更株主総会における特別決議を必要とするものであることから、仮に本議案が可決された場合、当社の機動的な対応をかえって難しくしてしまうおそれがあります。

SMBCグループは、現行の定款のもと、2030年までにSMBCグループ自身が排出するGHGをネットゼロとすることに加え、2050年までに投融資ポートフォリオ全体でのGHG排出量をネットゼロとすることを、2021年8月にコミットしています。2021年10月には、国際的なイニシアティブである「Net-Zero Banking Alliance」(※)に参加いたしました。また、3年程度の短期・中期的に実行する具体的な施策を「アクションプラン」と位置付け、グループ全体で気候変動対策に取り組んでおります。2021年5月には「アクションプランSTEP1」として2023年4月までに実行する施策を公表しており、「アクションプランSTEP1」の主要施策の一つが投融資ポートフォリオGHG排出量（Financed Emissions/FE）の把握と削減目標の策定です。この施策の具体的成果として、2021年8月に公表した「SMBCグループTCFDレポート2021」において、電力セクターにおける足許のコーポレートファイナンスを含めたFEの値を開示しており、2022年5月には、電力セクターのFE削減目標の公表や石油・ガスセクターのFE算出を行い、気候変動対策の強化を進めております。従って、当社は、本株主提案が求める内容について、公表済の「アクションプラン」等に組み入れた形で取締役会のコミットメントとし、適時に公表しております。

また、2021年6月に改訂された本邦コーポレートガバナンス・コード（CGコード）では、サステナビリティを巡る課題への積極的な対応を求められておりますが、SMBCグループは以下の取組みを行い、CGコードが求める事項を全て遵守しております。

<サステナビリティについての取組み>

- 当社は経営理念に「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」旨を定めており、持続可能な社会の実現を目指す上でのSMBCグループの基本姿勢・方針として、「SMBCグループ サステナビリティ宣言」を制定しています。同宣言ではサステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義し、SMBCグループが重点的に取り組む課題を設定のうえ、サステナビリティの実現に向けて行動していくこととしています。取り組むべき重点課題として、人類共通の財産である「環境」、人々が相互に助け合い、安心して活動できる「コミュニティ」、より良い社会を受け渡していく「次世代」を設定しており、SMBCグループの価値創造プロセスの根底に据えて事業を展開しています。【CGコード補充原則 3-1③及び 4-2②関連】
- 当社は「SMBCグループ サステナビリティ宣言」に基づく2030年までの計画として「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」を策定しています。“GREEN”は当社のコーポレートカラーと環境、“GLOBE”は地球、国境のない世界を表しており、それらを“×”でつなぐことで足し算ではない掛け算での広がりを表しています。「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」では、2020年度から2029年度までにグリーンファイナンス及びサステナビリティに資するファイナンスを30兆円実行するなどのKPIを設定しています。【CGコード補充原則 3-1③関連】
- 当社はこのようなサステナビリティへの取組みを実効的に執行・監督する体制を構築し、その継続的な強化を図っています。具体的には、2021年4月、グループ全体のサステナビリティに関する施策の企画・立案やサステナブルビジネスの推進を統括するグループ CSu0 (Chief Sustainability Officer) を新設しました。また、グループにおけるサステナビリティ経営の浸透に関する事項やサステナビリティを推進するために必要な諸施策については、グループ CEO を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」にて協議しています。加えて、2021年7月に取締役会の内部委員会として新設した「サステナビリティ委員会」では、サステナビリティに関する重

要な事項について審議し、取締役会に助言しています。取締役会では、サステナビリティ関連業務の運営方針や進捗に関する審議を定期的を実施し、サステナビリティに関する業務執行の監督を行っています。更に、当社では役員等の報酬体系にも ESG への取組みを定性指標及び定量指標として組み込んでいます。【CG コード補充原則 2-3①及び 3-1③関連】

- 当社は「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた気候変動対策の長期行動計画及び短・中期的に実行する具体的な施策をそれぞれ「気候変動対策ロードマップ」「アクションプラン」と称し、気候変動対策の強化に取り組んでいます。当社は2021年、自社が排出する温室効果ガス及び投融資ポートフォリオ全体での温室効果ガス排出量をそれぞれ2030年、2050年までにネットゼロとすることをコミットしました。これらを含め、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響等、当社の気候変動に対する取組みを、TCFD提言に沿い「SMBCグループTCFDレポート2021」でまとめ、公表しています。【CGコード補充原則 3-1③関連】

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

(※) Net-Zero Banking Alliance

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) の主導のもと 2021年4月に発足した、科学的根拠に基づく中長期 GHG 排出量削減目標の設定やその進捗報告を通じて、2050年までに投融資ポートフォリオから排出される GHG をネットゼロとすることを目指す国際的なイニシアティブ。

(2)株主提案の「議案2 定款の一部変更の件 (IEAによるネットゼロ排出シナリオとの一貫性ある貸付等)」について

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

上記(1)②でも記載しているとおり、定款は会社を運営する上での基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではありません。本株主提案は、特定の投融資を行わないことを確実にする措置を策定し開示するという、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定す

ることを求めています。当社は、気候変動問題を取り巻く動向を丁寧に分析し、機動的に対応してまいります。仮に本議案が可決された場合、当社の機動的な対応が困難となり、株主の皆さまやお客さま等の多くのステークホルダーに悪影響が及ぶ可能性があることを懸念します。

SMBCグループは、現行の定款のもと、セクター方針の見直しを含む気候変動リスク管理体制の強化を「アクションプラン STEP1」における主要施策の一つと位置付けております。2018年には、石炭火力発電等の環境や社会へ大きな影響を与える可能性が高いセクター・事業に対する方針を策定しました。それ以降も段階的に方針の見直しを実施しており、2021年度は石炭火力発電の新設・拡張案件への支援を行わない旨を公表しております。また、2022年5月には、一般炭採掘事業の新規採掘・拡張案件への支援を行わない方針も策定しております。パリ協定の目標に沿って、今後も継続的に対象セクターの追加や現行方針の更なる厳格化を進めるとともに、セクター方針に基づく与信管理・モニタリング体制の高度化に取り組むことにより、ネットゼロの実現を目指してまいります。従って、当社は、本株主提案が求める内容について、公表済の「アクションプラン」等に組み入れた形で取締役会のコミットメントとし、適時に公表しております。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

4. 参考事項

SMBCグループの気候変動対策の長期行動計画である「気候変動対策ロードマップ」と、短期的、中期的に実行する具体的な施策である「アクションプラン」は次のとおりです。



以上

(別紙)

株主提案の内容

(提案株主から提出された提案書の内容を、原文のまま記載しております。)

議案 1 定款の一部変更の件 (パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示)

提案内容

当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 脱炭素社会への移行

第 条 (パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示)

当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、当社が気候変動におけるパリ協定に沿った取り組みを表明していることに従い、当社は、すべての投融資ポートフォリオにわたりパリ協定第 2 条第 1 項(a) (「パリ協定目標」という)と整合性がある短期および中期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示する。

② 当社は、上記削減目標の進捗状況を年次報告書において開示する。

提案理由

本提案は、パリ協定目標に沿って、すべての投融資ポートフォリオにわたる短期 (2025 年まで) および中期 (2030 年まで) の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示することにより、当社が気候変動に伴うリスクを適切に管理し、情報の透明性を確保するとともに、企業価値を維持向上させることを目的とする。

日本政府の策定した 2050 年ネットゼロ目標および当社のすべての投融資ポートフォリオを含めたネットゼロ目標を達成するためには、具体的な短期および中期の目標の設定を伴う事業計画の策定は必須であり、削減目標の進捗状況を年次に開示することにより、当社からの資金の流れが目標に適合することを確実にすることができる。

本条項を定款に加え、事業計画を策定・開示することで、当社における気候変動リスクを適切に管理し、長期のネットゼロ目標を達成するとともに、当社の持続的成長を促進することが可能となる。

議案 2 定款の一部変更の件（IEA によるネットゼロ排出シナリオとの一貫性ある貸付等）

提案内容

当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 脱炭素社会への移行

第 条（IEA によるネットゼロ排出シナリオと一貫性ある貸付等）

当会社は 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロの達成目標を誓約していることから、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）による G20 サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨ならびに国際エネルギー機関（IEA）によるネットゼロ排出シナリオに従い、当会社は、新規の化石燃料供給、関連インフラ設備の拡大に当会社の貸付および引受による調達資金が用いられないことを確実にするため積極的な措置を策定し、開示する。

提案理由

本提案は、ネットゼロ排出シナリオならびに G20 サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨の履行と一貫性を欠く投融資を行わないことを確実にするための措置を策定し、開示することによって気候変動リスクを適切に管理し、当会社の企業価値を維持向上させることを目的とする。

IEA のシナリオにおけるリスクは幅広く認知されており、パリ協定 1.5°C 目標達成のためには、新規の石油・ガス田および炭鉱開発、さらにこれらに関連する新規インフラ開発を行う余地がないことが気候科学の知見からも明らかとなっている。

当会社は、2050 年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出をネットゼロにする目標を掲げているが、化石燃料の拡大を促進する案件に引き続き多額の資金提供を続けている。当会社が移行リスクを適切に管理し、脱炭素社会への流れをけん引する金融機関となるためにも、本条項を定款に追加することを提案するものである。